

○守口市児童発達支援等給食費補助申請手続きの流れ

①0歳から5歳の子どもが児童発達支援又は医療型児童発達支援のサービスを利用し、保護者が副食費相当額を支払う。

・児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る副食費相当額以外の実費負担額は補助対象外です。

②保護者が副食費相当額に係る実費徴収額にかかる領収証等を受け取り保管する。

・副食費相当額を支払ったことの証明となる書類(領収書等の副食費相当額の金額が明記されたものに限ります。)を受け取ってください。副食費相当額が明記されていない書類を提出した場合、補助金を交付できません。

- 副食費相当額が明記されている記載例
 - ・おやつ代 ○円
- ×副食費相当額が明記されていない記載例
 - ・おやつ代等 ○円
 - ・おやつ代(教材費等含む) ○円
 - ・実費負担額 ○円

・令和2年4月以降に提供を受けた分の副食費相当額について既に領収証等を受け取っており、当該領収証等に「副食費相当額」の金額が明記されていない場合は、事業所に対して、「副食費相当額が明示された」内訳を証明する書類(領収明細書等)を発行してもらうよう依頼してください。副食費相当額が明示された証明書類を発行してもらえない等の場合は、守口市役所障がい福祉課にご連絡ください。

③守口市児童発達支援等給食費補助金交付申請書(様式第1号)に記入、捺印し、領収書等原本とともに守口市障がい福祉課宛に郵送する。※

・感染症拡大防止の観点から、郵送による申請にご協力をお願いします。
・令和2年4月以降に児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用した際に実費支払い済みの副食費相当額が補助対象です。令和2年4月分から遡って申請していただくことが可能です。

・複数月をまとめた申請も可能です。
・**ご送付いただいた領収証等は、返却しませんので予めご了承ください。**
・**副食の提供を受けた月の末日から2年以内に申請してください。**(例: 令和2年11月分の副食費相当額の場合は、令和4年11月30日までに申請してください。)

④守口市が申請内容を審査した後、守口市児童発達支援等給食費補助金交付決定通知書(様式第2号)及び守口市児童発達支援等給食費補助金請求書(様式第3号)を郵送する。

⑤守口市児童発達支援等給食費補助金交付決定通知書(様式第2号)を受け取った後、同封の守口市児童発達支援等給食費補助金請求書(様式第3号)に記入、捺印後、守口市障がい福祉課宛に郵送する。※

・守口市児童発達支援等給食費補助金請求書(様式第3号)が到着しましたら、記入、捺印後、**同封の送付文に記載の締め切り日までに提出してください。**
・申請者(補助対象児童の保護者(障がい児通所受給者証に記載された保護者))が自身の名義の口座を持っていない場合は、守口市児童発達支援等給食費補助金請求書(様式第3号)中の委任状欄についても記入、捺印してください。**申請者が自身の名義の口座を持っている場合は、委任状欄への記入、捺印はしないでください。**

⑥守口市が指定の口座に振り込む。

・守口市児童発達支援等給食費補助金請求書(様式第3号)の送付から振り込みまでに1箇月程度お時間をいただくことがあります。

※守口市児童発達支援等給食費補助金に係る書類の郵送先は以下です。

【郵送宛先】

〒570-8666

守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市健康福祉部障がい福祉課 児童発達支援等副食費補助担当 宛